



公印省略

2 教高第 5 7 号
令和 2 年 4 月 2 日

各 県 立 高 等 学 校 長
各 県 立 中 学 校 長 殿
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校 長

福岡県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業について（通知）

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染者が拡大している状況を踏まえ、学校における集団感染を防止する観点から、福岡県立高等学校学則（昭和 3 2 年福岡県教育委員会規則第 1 4 号）第 5 条第 1 項第 8 号、福岡県立中学校学則（平成 1 5 年福岡県教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項第 8 号及び福岡県立中等教育学校学則（平成 1 5 年福岡県教育委員会規則第 8 号）第 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく教育委員会指定休業日として、令和 2 年 4 月 6 日（月）から 5 月 6 日（水）までの間、臨時休業とすることとしたので通知します。

なお、臨時休業期間中における留意事項は下記のとおりです。

また、臨時休業期間については、今後、国の動向及び県の感染状況に応じ、変更になる場合があることを申し添えます。

記

- 1 始業式及び入学式などの式典形式での行事は行わないこと。ただし、学期の始業や入学時に際して、生徒への指導や保護者との連絡のため、生徒・保護者が登校する日を設けることは差し支えないこと。
この場合、集団感染の 3 つの条件が同時に重なることを徹底的に回避するため、教室等を利用して出席者を分散させたり、グラウンド等屋外を利用したりするなど、感染症対策を十分に講じること。
なお、登校した日については、指導要録上の授業日数に含まれないものとして取り扱うこと。
また、入学許可については、当初入学式を予定していた日をもって行うこと。
- 2 いわゆる離退任式及び対面式等の行事は行わないこと。
- 3 課外授業、補習及び部活動等の活動は行わないこと（真に指導が必要な場合に生徒を登校させたとき以外は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となるので、十分留意すること。）。
- 4 生徒に対して、臨時休業は感染拡大を防止するための措置であるという趣

旨を十分理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、週末を含め基本的に自宅で過ごし、不要不急の外出を避けるよう指導すること。

- 5 学級担任等が定期的に生徒に連絡し、健康状態について確認を行うこと。
- 6 可能な限り、家庭学習を適切に課し、必要な支援を行うこと。
- 7 真に指導が必要と認められる場合に生徒を登校させることは差し支えないが、その際は、登校時間に差を設けたり、混雑時間帯を避けたりする等の手立てを講じ、集団的な状況を作らないようにすること。
- 8 基本的な感染症対策の徹底及び生徒の感染が判明した場合等の対応については、別紙を参照すること。

本件担当

高校教育課 指導班 中島 敦雄

工藤 宏敏

TEL 092-643-3905

基本的な感染症対策の徹底及び生徒の感染が判明した場合等の対応について

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- (2) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- (3) 家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うよう指導する。特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底する。
- (4) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。（所在地ごとの連絡先については、次ページ以降の「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）

2 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応

- (1) 県又は保健所設置市の衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- (2) 衛生主管部局が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

3 教職員の感染が判明した場合における報告等の対応

上記2の取扱いに準じるものとする。

福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧

1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

| 保健所名 | 所管市町村 | 電話番号 | 夜間・休日の連絡先 |
|--------------------|--|--------------|--------------------------------------|
| 筑紫保健福祉環境事務所 | 筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市 | 092-707-0524 | 福岡県保健所夜間休日 緊急連絡番号 092-471-0264 |
| 粕屋保健福祉事務所 | 古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町 | 092-939-1746 | |
| 糸島保健福祉事務所 | 糸島市 | 092-322-5579 | |
| 宗像・遠賀 保健福祉環境事務所 | 中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町 | 0940-36-6098 | |
| 嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所 | 直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町 | 0948-21-4972 | |
| 田川保健福祉事務所 | 田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町 | 0947-42-9379 | |
| 北筑後保健福祉環境事務所 | 小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町 | 0946-22-9886 | |
| 南筑後保健福祉環境事務所 | 大牟田市、柳川市 八女市、筑後市 大川市、みやま市 大木町、広川町 | 0944-68-5224 | |
| 京築保健福祉環境事務所 | 行橋市、豊前市 苅田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町 | 0930-23-3935 | |

2 北九州市、福岡市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

| 保健所名 | 電話番号 | 夜間・休日の連絡先 |
|---------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 北九州市新型コロナウイルス専用ダイヤル | 093-522-8745（24時間対応） | |
| 福岡市東区保健福祉センター | 092-645-1078 | 福岡市夜間休日 緊急連絡番号 092-761-7361 |
| 福岡市博多区保健福祉センター | 092-419-1091 | |
| 福岡市中央区保健福祉センター | 092-761-7340 | |
| 福岡市南区保健福祉センター | 092-559-5116 | |
| 福岡市城南区保健福祉センター | 092-831-4261 | |
| 福岡市早良区保健福祉センター | 092-851-6012 | |
| 福岡市西区保健福祉センター | 092-895-7073 | |
| 久留米市新型コロナウイルス相談センター | 0942-30-9335 | 0942-30-9335 （音声ガイドに従うこと） |